

ため池の保全に関する条例

昭和二十九年九月二十四日
奈良県条例第三十八号

〔ため池の保全に関する条例〕をここに公布する。

ため池の保全に関する条例
(平六条例二八・改称)

(目的)

第一条 この条例は、ため池の破損、決壊等による災害を未然に防止するため、ため池の管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(平六条例二八・一部改正)

(用語の意義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 ため池 かんがいの用に供する貯水池であつて、えん堤の高さが三メートル以上のもの又は受益農地面積が一ヘクタール以上のものをいう。
- 二 管理者 ため池の管理について権原を有する者をいう。ただし、ため池の管理について権原を有する者が二人以上あるときは、その代表者をいう。

(昭三三条例二九・平六条例二八・一部改正)

(適用除外)

第三条 この条例中第五条から第八条までの規定は、国又は地方公共団体が管理するため池については、適用しない。

(平六条例二八・一部改正)

(禁止行為等)

第四条 何人も、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、第二号に掲げる行為のうち、知事がため池の保全上支障を及ぼすおそれがなく、かつ、環境の保全その他公共の福祉の増進に資すると認めて許可したものは、この限りでない。

- 一 ため池の余水吐のいつ流水の流去に障害となる行為
- 二 ため池の堤とうに竹木若しくは農作物を植え、又は建物その他の工作物(ため池の保全上必要な工作物を除く。)を設置する行為
- 三 前二号に掲げるもののほか、ため池の破損又は決壊の原因となる行為

(平六条例二八・一部改正)

(管理者の届出)

第五条 管理者は、管理者となつた日から一月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(管理者の義務)

第六条 管理者は、ため池の破損、決壊等による災害を未然に防止するため、ため池の管理について常に必要な措置を講じなければならない。

(平六条例二八・一部改正)

(ため池の検査等)

第七条 知事は、必要があると認めるときは、ため池の管理について管理者から報告を求め、又は県職員をして検査をさせることができる。

- 2 前項の規定により県職員が検査をするときは、管理者は、これに立ち会わなければならない。

(平六条例二八・一部改正)

(必要な措置の命令)

第八条 知事は、ため池の破損、決壊等による災害を未然に防止するため必要があると認めるときは、管理者に対し、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

- 2 管理者は、前項の規定による命令を受けたときは、直ちにその旨を関係者に通知しなければならない。

(平六条例二八・一部改正)

(罰則)

第九条 第四条の規定に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。

(平四条例二八・一部改正)

附 則

- 1 この条例は、昭和二十九年十一月一日から施行する。
- 2 この条例施行の際現にため池の管理者である者については、第五条中「その管理者となつた日から一月以内」とあるのは「この条例施行の日から一月以内」と読み替えるものとする。

附 則(昭和三三年条例第三九号)

この条例は、昭和三十四年一月一日から施行する。

附 則(平成四年条例第二八号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成四年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成六年条例第二八号)

この条例は、公布の日から施行する。